

大津市告示第203号

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画を変更したので、同法第9条第8項において準用する同条第6項の規定により次のとおり告示し、及び景観行政団体及び景観計画に関する省令（平成16年農林水産省・国土交通省・環境省令第1号）第3条の規定により当該変更後の景観計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成25年8月12日

大津市長 越 直美

- 1 変更した景観計画の名称 大津市景観計画
- 2 効力の発生する日 平成25年8月12日
- 3 図書の縦覧場所 大津市役所都市計画部都市計画課

大津市景観計画の変更について

大津市景観計画を次のように変更する。

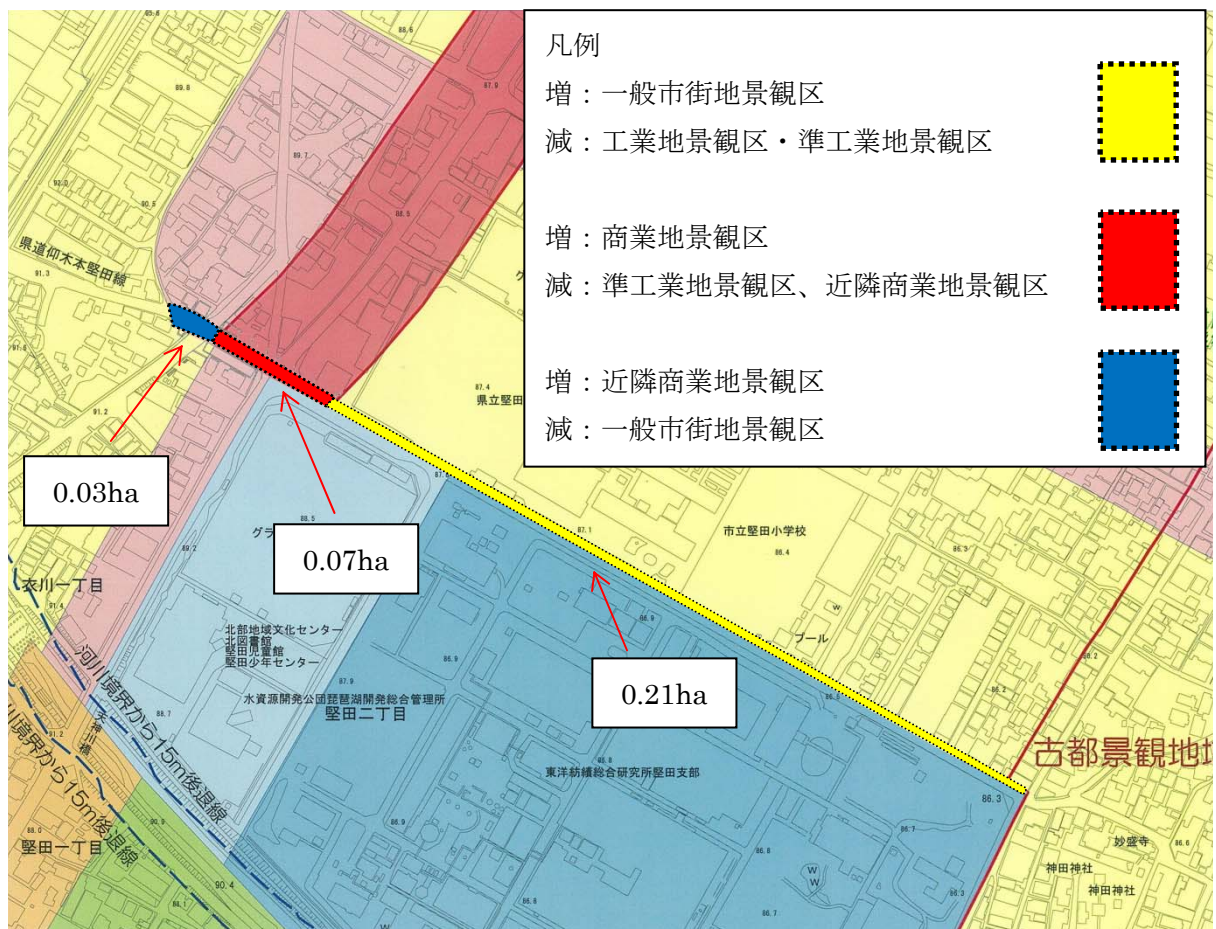
変更内容

景観計画における景観区の一部変更

範囲の拡大する景観区：一般市街地景観区、商業地景観区、近隣商業地景観区

範囲の縮小する景観区：工業地景観区、準工業地景観区、近隣商業地景観区

景観計画変更



変更理由

本市の都市計画に関する基本的な方針と整合した、良好な景観形成の指導・誘導を行うため、都市計画道路3・5・101号本堅田衣川線の変更に伴って変更された用途地域の変更を受け、景観計画を変更する。